

会 議 記 録

高松市附属機関等の設置、運営等に関する要綱の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会議名	令和元年度高松市人権施策推進懇談会（第1回）
開催日時	令和元年7月30日(火) 午前10時～
開催場所	高松市防災合同庁舎3階302会議室
議 題	(1) 会長・副会長の選任について (2) 高松市人権教育・啓発に係る施策の推進状況について (2) 令和元年度の取組みについて
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
上記理由	
出席委員	喜岡会長、松本副会長、石田委員、久保委員、斎藤委員、姜委員、田上委員、萩池委員、平峯委員、PAGE T.委員、山口委員、山下委員、山本委員 (欠席5名)
傍 聴 者	0人（定員5人）
担当課及び連絡先	市民政策局 人権啓発課（Tel1839-2292）

会議経過及び会議結果

【会議の経過】

議題（1）会長・副会長の選任について

事務局より選任方法説明

【委 員】

委員からの推薦により、会長には喜岡委員を選任。喜岡会長の指名により副会長に松本委員就任。

議題（2）「高松市人権教育・啓発に関する基本指針」に係る施策の推進状況について

事務局より提案趣旨及び資料内容説明

委員からの質問・意見

【委 員】

子どものDVの問題が本当に繰り返されている状態です。それを機能的にストップさせる機能がない。全体の枠組みを変えないと今のシステムでは限界あるので必ず児童相談所の話になりますが強制力はない。そこで、国の法律を変えていかないと無理だと思う。警察官を実際に配置することができないとしても、国の法律が変わらないと何もできない。

【委 員】

学校の方は、子どもの状況で被害があったら、学校では教員が対応するが、教員が対応しにくい時はカウンセラーとスクールソーシャルワーカーに相談することが多い。スクールソーシャルワーカーも大勢のお子さんに対応しているが時間的などころもあり大変そうです。ソーシャルワーカーも、県の育成センター等に伝えております。その他に児童相談所の方にも相談するが、児相でも事例をたくさん抱えて、人的な余裕が必要であると思います。

会議経過及び会議結果

【委員】

相談の件について目標というものを何人と設定するよりも、相談員の資質向上を目標としてほしい。それと、相談においてもう一つの問題は秘密の保持を徹底してほしい。相談者が相談に来ると知っている人に会うのを嫌うのでそこを重視していただきたい。

【委員】

相談とまではいかなけど、公営住宅に入居されている高齢者の方で息子と一緒に生活しているようですが、近所の人の話では息子が年寄のバッグをひったくりすることなどを繰り返して、困っているようですが、どういった対応ができるのか。

【委員】

高齢者であれば保護が必要だと感じたら地域包括の看護師さんとどんな支援が行き渡るか相談する方法もあります。息子からの虐待問題なら、弁護士会、社会福祉士会に相談する方法もありますので、そういう方法で相談したらと思います。

議題（３）「令和元年度の取組みについて」

事務局より取組について内容説明

委員からの質問・意見

【委員】

電車での車内アナウンスですが、具体的な内容を放送すると伝わりますが、「同和問題啓発強調月間です。同和問題に正しい理解と認識をお願いします。」と放送するだけでは相手に伝わらないので、もっと具体的に放送する必要があります。たとえば「同和問題強調月間です。従業員の採用などでは、その人の適正や能力に応じた採用を進めましょう。」とか具体的に言ったほうがいいと思います。

【委員】

実際に同和問題という具体的なことを知ることによって、いろんなことが分かり、問題を理解できるようになってくる。一般の人は関わらないので同和問題そのものがおそらく分かっていない。だからいくら宣伝しても理解できないのではと思います。今までの経緯を全然知らなくて、ただ同和問題だけをとらえても一般の方が解釈できなくて、妙な解釈になってしまうと思います。だから一般的な駅でやるということは難しいのでは。

【委員】

先生方が現地研修した時に、「人から聞いた同和と自分の目で見たら全然違います。」と話す。それが研修としての第一歩になります。それから理解が深まると思います。

【委員】

私も人権教育の大会に参加させていただき、いろんなことを聞いてだんだん分かってきてそこで初めて知る。歴史の話をかきかかれて戦争が始まった時に革製品が大量に必要になり、今まで革製品を作っていた経緯が大きく変化した。今では一般の人も革製品というものに携われるようになった。戦争までは一切そういうことに関わることがなかった。それを戦争がきっかけで、製造過程が分かり、毎回お話をきくようになって問題を理解することができた。そんな簡単に一般の人が理解できないと思います。

会議経過及び会議結果

【委員】

マニュアル策定についてですが、差別の認定は非常に難しいと思います。市職員が、同和地区について市民から聞かれても、公務員は守秘義務があり、答えられない。それとは別に公開法があります。公開請求されても、市民の知る権利や不利益に繋がることは、市役所職員が公開できないと積極的に対応する必要があります。どんな団体が来ても、職員がしっかり安心して行動できるようなマニュアルにしてほしい。

議題 その他

その他特になし